

2005 年第 187 號法律公告

《2005 年建築物管理 (費用調整) 規例》

(由財經事務及庫務局局長憑藉《建築物管理條例》
(第 344 章) 第 41 條而根據《釋義及通則條例》
(第 1 章) 第 29A 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2006 年 1 月 1 日起實施。

2. 修訂附表

《建築物管理 (費用) 規例》(第 344 章，附屬法例 A) 的附表現予修訂——

- (a) 在第 1 項中，廢除“\$900”而代以“\$1,080”；
- (b) 在第 2 項中，廢除“\$55”而代以“\$66”；
- (c) 在第 3 項中，廢除“\$130”而代以“\$155”；
- (d) 在第 4 項中，廢除“\$55”而代以“\$66”；
- (e) 在第 5 項中，廢除“\$40”而代以“\$48”；
- (f) 在第 6 項中，廢除“\$10”而代以“\$12”；
- (g) 在第 7 項中，廢除“\$10”而代以“\$12”；
- (h) 在第 8 項中，廢除“\$30”而代以“\$36”。

財經事務及庫務局局長
馬時亨

2005 年 10 月 17 日

註 釋

本規例調高根據《建築物管理 (費用) 規例》(第 344 章，附屬法例 A) 須就以下事項而繳付的費用——

- (a) 發出業主立案法團註冊證書 (第 2(a) 條) ;
- (b) 發出業主立案法團註冊證書副本 (第 2(b) 條) ;
- (c) 發出業主立案法團更改名稱後的修訂註冊證書 (第 2(c) 條) ;
- (d) 發出業主立案法團更改名稱後的修訂註冊證書副本 (第 2(d) 條) ;
- (e) 根據《建築物管理條例》(第 344 章) 規定向土地註冊處處長提交文件以供註冊或存案 (第 2(e) 條) ;
- (f) 查閱土地註冊處處長備存的業主立案法團登記冊或業主立案法團根據《建築物管理條例》(第 344 章) 向土地註冊處處長提交的文件 (第 2(f) 條) ;
- (g) 發出 (f) 段所提述登記冊或文件的副本或摘要 (第 2(g) 條) ; 及
- (h) 發出 (g) 段所提述任何副本或摘要由土地註冊處處長核證 (第 2(h) 條) 。